

添付書類（地面彩色）

対象行為	根拠法令	添付図書	内容
地面に彩色を施す行為	栃木市地面に彩色を施す行為に関する要綱	・位置図	行為を行う敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2500分の1以上のもの
		・平面図	当該敷地内において行う行為の内容を表示する図面で縮尺100分の1以上の着色されたもの
		・カラー現況写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

※ 平面図については、方位、境界線、行為の範囲、及び彩色する色のマンセル値を明示する。

※ カラー現況写真については、周囲の公道等公衆から見える2方向以上からの写真とする。

また、撮影箇所が分かるように位置図又は平面図上に撮影箇所を明示する。

※ 代理人に委任する場合は、委任状を添付する。